

時 期	復旧・復興段階
区 分	復興体制
分 野	復興財源
検 証 項 目	地方交付税の特別交付

根拠法令・事務区分	財政法、地方交付税法
執 行 主 体	国
財 源	-
概 要	<p>阪神・淡路大震災においては、被災地方公共団体の行う各種復旧事業等に必要な財源を確保するため、平成6年度分の地方交付税の総額に300億円を加算する措置とともに、一部の地方債の元利償還の地方交付税措置が講じられた。</p> <p>このように、阪神・淡路大震災では、復興による自治体の財源不足を地方交付税で対応したが、震災復興のための財源確保については、「財源の再配分も含めた分権化を並行させつつ、自治体に包括的な復興自主財源を与えるべきである」との指摘もある。</p>

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 平成6年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成7年3月1日法律第18号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・阪神・淡路大震災対策等に対応するため、地方交付税の総額（特別交付税）に300億円を加算する等の措置を講じた。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p37-38]</li> </ul> <p>単独災害復旧事業にかかる地方財政措置 [『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p37-38]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・阪神高速道路公団、神戸港埠頭公社、民間鉄道事業者等の災害復旧事業にかかる地方公共団体からの補助金について、新たに単独災害復旧事業債の対象とした。</li> <li>・単独災害復旧事業債にかかる元利償還金については、従来、各団体の財政力に応じてその28.5%～57.0%を普通交付税の基準財政需要額に算入していたが、その算入率を47.5%～85.5%に引き上げた。</li> </ul> <p>震災復興事業用地の先行取得事業にかかる地方財政措置 [『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p37-38]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・阪神・淡路大震災の被害の甚大性等に鑑み、震災地域の復興を図り計画的なまちづくりを推進するため、特別財政援助法第2条第1項に規定する特定被災地方公共団体（兵庫県、神戸市等17団体）が、被災市街地復興推進地域等において、街路、公園、住宅、交通施設、社会福祉施設等の整備事業及び都市開発事業等震災復興事業のために、平成7年度及び8年度に計画的に先行取得した用地にかかる公共用地先行取得事業債の金利負担の一部（2.5%相当）について、普通交付税により措置することとした。</li> </ul> <p>地方税の減税等による減収補填対策 [『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p37-38]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入欠かん債の対象税目に、普通税のみならず、都市計画税及び事業所税を新たに加えた。</li> <li>・地方税等の減免等にかかる減収額については、その全額について歳入欠かん債の発行を許可することとし、その元利の償還金について府県は80%、市町村は75%（いずれも従来は57%）を特別交付税により措置することとした。</li> </ul> <p>災害救助事業にかかる地方財政措置 [『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p37-38]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助事業に対する国庫負担金（兵庫県の場合80/100以上）を除いた地方負担額（20/100以下、残りは国庫補助）の全額について災害対策債の発行を許可することとし、その元利償還金の95%を特別交付税により措置することとした。</li> </ul>

	<p>災害廃棄物処理（がれき処理）にかかる地方財政措置 [『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p37-38]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物倒壊等による大量がれき処理については倒壊前の解体経費を含めて国庫補助対象（1/2）とされ、残りの地方負担額（1/2）の全額について災害対策債の発行を許可することとし、その元利償還金の95%（従来は57%）を特別交付税により措置することとした。</li> </ul> <p>特別交付税及び普通交付税の繰上交付 [『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p37-38]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・阪神・淡路大震災の被災団体においては、その災害救助、災害復旧等に要する経費が多額となり、当面の資金需要に対応するため、平成7年2月6日に特別交付税の繰上交付を、4月10日に普通交付税の繰上交付を行った。</li> </ul> <p>阪神・淡路大震災復興基金にかかる地方財政措置 [『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p71]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治省（当時）においては、被害の甚大性等に鑑み、平成7年度において、県市の出資金及び長期貸付金の原資に対して地方債を許可するとともに、長期貸付金に係る地方債のうち、5,000億円から生じる利子の95%を普通交付税により措置することとした。</li> <li>・平成8年度においては、生活再建支援事業を行うために積み増した基金3,000億円に対して地方債を許可するとともに、そのうち2,000億円から生じる利子の95%について普通交付税により措置することとした。</li> <li>・平成10年5月に成立した被災者生活再建支援法の附帯決議において、同法の生活再建支援金に相当する程度の支援措置を講じることとされたことに伴い、既の実施中であった生活再建支援金を拡充することとし、平成8年度積み増した基金3,000億円の設置期間を4年間延長（平成17年度まで）し、そのうち1,500億円から生じる利子の95%を普通交付税により措置することとした。</li> </ul> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>神戸市復興・活性化推進懇話会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市においては、平成11年6月に、神戸市復興・活性化推進懇話会を設置し、「復興の総括・検証」を行った。同懇話会は、復旧・復興の自主財源の確立について、以下のように提言している。</li> </ul> <p>・今回の震災では復興による自治体の財源不足を地方交付税で対応したが、本来は財源の再配分も含めた分権化を並行させつつ、自治体に包括的な復興自主財源を与え、被災地を元気づけることが重要である。復興財政の予算編成や執行の体制が中央集権的な縦割りでは、地域のニーズから離れてしまうからである。</p> <p>（例）</p> <p>被災地における国税と地方税の配分比率を変更し、被災地内での税収（国税）を一定期間はその区域内で優先的に配分  災害に関する予備費として中央政府にあらかじめ積立金を用意しておき、被災地にはブロック・グラント（補助金）として  例えば人口割で一括交付  地方自治体で剰余金の共同積み立て</p>	

海外との取引を完全自由化する経済特区を設置

被災地における消費税の期間減免 など

- ・神戸市財政は、事業経費的収入（下水道、港湾、新都市整備、病院、高速鉄道、水道）の各会計で軒並み収入の減少となっている。都市の自治体が基本的にはサービス収入の減退といったフローの打撃のほうが大きい。従って、これらの減収についても、国庫からの支援の際に勘案すべきである。

“痛み”がどれほどのものなのか。小泉首相の構造改革が目指す地方交付税の削減に、地方自治体が危機感を募らせている。財政力の弱い過疎地の町も、阪神・淡路大震災で負った借入金を地方交付税で賄う算段の神戸市も、「国の税源委譲を明示せず、痛みだけ押し付けられてはたまらない」と声をそろえる。（平成13年7月28日神戸新聞）

#### 課題の整理

復興財源の確保方策に関する検討

#### 今後の考え方など

交付税が、阪神・淡路大震災からの復旧・復興事業の着実な推進や、阪神・淡路大震災復興基金の創設などに、非常に大きな役割を果たしており、今後も、歳入欠かん債・災害対策債等に係る所要額を確保いただくことが、震災からの復興に不可欠である。

このような交付税を通じた財源の調整は、地理的・自然的条件の悪い地域だけでなく、神戸市のような大都市であっても、大震災のような天災に際しては切実に必要になるものであり、実際にこの度の復興に当たって、大変有効に機能した。

現在、三位一体の改革の中で、交付税制度の改革についての議論が高まっているが、本市としては、このような財源調整機能は非常に重要であると考えており、引続き担保いただきたい。（神戸市）